

静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月23日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第39号

静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

静岡県税賦課徴収条例（昭和47年静岡県条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p>(徴収金の納付先等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、徴収金（<u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により知事が収納の事務を委託したものに限る。</u>）の納付又は納入は、同項の規定により<u>収納の事務の委託を受けた者</u>に対してすることができる。</p> <p>附 則</p> <p>(中小法人等に対する事業税の不均一課税)</p> <p>19 前2項の適用を受ける次に掲げる法人（受託法人であるものを除く。）のうち、<u>附則第17項第1号に規定する事業を行う法人で事業税の課税標準となる各事業年度の所得が3,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額以下のもの又は同項第2号若しくは第3号に規定する事業を行う法人で事業税の課税標準となる各事業年度の収入金額が2億4,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額以下のもの</u>が行う事業に対する各事業年度の所得又は収入金額に係る事業税については、<u>附則第17項第1号イの表中「100分の3.75」とあるのは「100分の3.5」と、</u>「100分の5.23」とあるのは「100分の4.9」と、同号ウの表中</p> <table border="1"><tr><td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td><td>100分の3.75</td></tr><tr><td>各事業年度の所得のうち年400万</td><td>100分の</td></tr></table>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.75	各事業年度の所得のうち年400万	100分の	<p>(徴収金の納付先等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、徴収金（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により知事が<u>収納に関する事務</u>を委託したものに限る。</u>）の納付又は納入は、同項の規定により<u>収納に関する事務の委託を受けた者</u>に対してすることができる。</p> <p>附 則</p> <p>(中小法人等に対する事業税の不均一課税)</p> <p>19 前2項の適用を受ける次に掲げる法人（受託法人であるものを除く。）のうち、<u>附則第17項第1号に規定する事業を行う法人で事業税の課税標準となる各事業年度の所得が3,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額以下のもの又は同項第2号から第4号までに規定する事業を行う法人で事業税の課税標準となる各事業年度の収入金額が2億4,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額以下のもの</u>が行う事業に対する各事業年度の<u>付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額</u>に係る事業税については、<u>附則第17項第1号ア(イ)中「100分の1.26」とあるのは「100分の1.2」と、同号ア(イ)中「100分の0.525」とあるのは「100分の0.5」と、同号ア(イ)中「100分の1.18」とあるのは「100分の1」と、同号イの表中「100分の3.75」とあるのは「100分の3.5」と、</u>「100</p>
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.75				
各事業年度の所得のうち年400万	100分の				

円を超え年10億円以下の金額	5.23
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の6.095

とあるのは

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9

と、同号エの表中「100分の3.75」とあるのは「100分の3.5」と、「100分の5.665」とあるのは「100分の5.3」と、「100分の7.48」とあるのは「100分の7」と、同項第2号中「100分の1.065」とあるのは「100分の1」と、同項第3号イ(7)中「100分の0.8025」とあるのは「100分の0.75」と、同号イ(イ)中「100分の1.9425」とあるのは「100分の1.85」と、前項第1号中「100分の5.23」とあるのは「100分の4.9」と、同項第2号中「100分の5.23（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の6.095）」とあるのは「100分の4.9」と、同項第3号中「100分の7.48」とあるのは「100分の7」とする。

分の5.23」とあるのは「100分の4.9」と、同号ウの表中

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.75
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	5.23
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の6.095

とあるのは

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9

と、同号エの表中「100分の3.75」とあるのは「100分の3.5」と、「100分の5.665」とあるのは「100分の5.3」と、「100分の7.48」とあるのは「100分の7」と、同項第2号中「100分の1.065」とあるのは「100分の1」と、同項第3号ア(7)中「100分の0.8025」とあるのは「100分の0.75」と、同号ア(イ)中「100分の0.3885」とあるのは「100分の0.37」と、同号ア(ロ)中「100分の0.1575」とあるのは「100分の0.15」と、同号イ(7)中「100分の0.8025」とあるのは「100分の0.75」と、同号イ(イ)中「100分の1.9425」とあるのは「100分の1.85」と、同項第4号ア中「100分の0.519」とあるのは「100分の0.48」と、同号イ中「100分の0.8085」とあるのは「100分の0.77」と、同号ウ中「100分の0.336」とあるのは「100分の0.32」と、前項第1号中「100分の5.23」とあるのは「100分の4.9」と、同項第2号中「100分の5.23（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の6.095）」とあるのは「100分の4.9」と、同項第3号中「100分の7.48」とあるのは「100分の7」とする。

(1)～(3) (略)

(種別割の税率の特例)

24 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車（附則第29項において「天然ガス自動車」という。）、施行規則附則第5条第1項に規定する自動車（附則第29項において「メタノール等自動車」という。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車（附則第29項において「電力併用自動車」という。）並びに第53条第1項第1号イに規定する自家用の乗用車（以下「自家用の乗用車」という。）、同項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス、同項第5号イに規定する自家用のキャンピング車（以下「自家用のキャンピング車」という。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る同項及び同条第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車（附則第26項において「ガソリン自動車」という。）又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車（附則第26項において「石油ガス自動車」という。）で平成25年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車（附則第26項において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新

(1)～(3) (略)

(種別割の税率の特例)

24 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車（附則第30項において「天然ガス自動車」という。）、施行規則附則第5条第1項に規定する自動車（附則第30項において「メタノール等自動車」という。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車（附則第30項において「電力併用自動車」という。）並びに第53条第1項第1号イに規定する自家用の乗用車（以下「自家用の乗用車」という。）、同項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス、同項第5号イに規定する自家用のキャンピング車（以下「自家用のキャンピング車」という。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る同項及び同条第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車（次項において「ガソリン自動車」という。）又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車（次項において「石油ガス自動車」という。）で平成25年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車（次項において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登

規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

(略)	
第53条第1項 第6号イ	(略)
第53条第3項 第1号	(略)
(略)	

25 前項の規定の適用がある場合における第53条第2項の規定の適用については、同項中「当該各号」とあるのは、「当該各号（附則第24項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

26 電気自動車、法附則第12条の3第2項第2号に規定する天然ガス自動車、法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車、ガソリン自動車（営業用の乗用車及び営業用のキャンピング車に限る。）のうち施行規則附則第5条の2第3項各号に掲げる要件に該当するもの、石油ガス自動車（営業用の乗用車及び営業用のキャンピング車に限る。）のうち同条第4項各号に掲げる要件に該当するもの及び軽油自動車（営業用の乗用車及び営業用のキャンピング車に限る。）のうち法第149条第1項第6号イ(i)に規定する平成30年輕油軽中量車基準又は同号イ(i)に規定する平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて施行規則附則第5条の2第5項各号に掲げる要件に該当するものに対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日

録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

(略)		
第53条第1項 第6号イ	(略)	
第53条第3項	同号	同号（附則第24項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第53条第3項 第1号	(略)	
(略)		

25 電気自動車、法附則第12条の3第2項第2号に規定する天然ガス自動車、法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車、ガソリン自動車（営業用の乗用車及び営業用のキャンピング車に限る。）のうち施行規則附則第5条の2第3項各号に掲げる要件に該当するもの、石油ガス自動車（営業用の乗用車及び営業用のキャンピング車に限る。）のうち同条第4項各号に掲げる要件に該当するもの及び軽油自動車（営業用の乗用車及び営業用のキャンピング車に限る。）のうち法第149条第1項第6号イ(i)に規定する平成30年輕油軽中量車基準又は同号イ(i)に規定する平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて施行規則附則第5条の2第5項各号に掲げる要件に該当するものに対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日

までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	
第53条第1項 第6号イ	(略)
第53条第3項 第1号	(略)
(略)	

27 (略)

28 (略)

までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第53条第1項 第6号イ	(略)	
第53条第3項	同号	同号(附則第25項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第53条第3項 第1号	(略)	
(略)		

26 (略)

27 前3項の規定の適用がある場合における第53条第2項及び第4項の規定の適用については、同条第2項中「当該各号」とあるのは「当該各号(附則第24項から第26項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、同条第4項中「これらの規定」とあるのは「これらの規定(附則第24項から第26項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

28 (略)

29 第53条第2項及び第4項の規定は、前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車について準用する。この場合において、同条第2項中「前項各号」とあるのは「附則第28項各号」と、「当該各号」とあるのは「当該各号(附則第30項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、同条第4項中「第1項第1号若しくは第5号又は前項」とあるのは「附則第28

<p>29 <u>前項</u>の規定の適用を受ける自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車（それぞれ電気自動車、天然ガス自動車、メタノール等自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、附則第24項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る<u>前項</u>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（表略）</p> <p>30 <u>附則第26項から前項までの規定の適用がある場合における第53条第2項の規定の適用については、附則第25項の規定を準用する。</u></p> <p>（狩猟税の課税免除及び税率の特例に係る書類の提出）</p> <p>31 （略）</p>	<p><u>項各号」と、「これらの規定」とあるのは「同項各号（附則第30項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定」とする。</u></p> <p>30 <u>附則第28項</u>の規定の適用を受ける自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車（それぞれ電気自動車、天然ガス自動車、メタノール等自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、附則第24項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る<u>附則第28項</u>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（表略）</p> <p>（狩猟税の課税免除及び税率の特例に係る書類の提出）</p> <p>31 （略）</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7条及び附則第24項の改正、附則第25項を削る改正、附則第26項の改正、同項を附則第25項とする改正、附則第27項を附則第26項とし、同項の次に1項を加える改正、附則第30項を削る改正、附則第29項の改正並びに同項を附則第30項とし、附則第28項の次に1項を加える改正並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により知事が同項に規定する従前の公金事務を行わせている者（地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による指定を受けた者を除く。）に当該従前の公金事務を行わせる場合における徴収金の納付又は納入については、改正後の静岡県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 新条例附則第19項の規定は、令和7年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。